



令和2年2月27日

白河市議会議長 菅原 修一 様

白河市議会政治倫理審査会委員長 高橋 光雄



審査結果について（報告）

令和元年12月19日付けで審査要請があった事項について、審査を行ったので、白河市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定により、審査の結果を報告します。

1 審査請求の対象となる議員の氏名

戸倉 宏一 議員

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

① 白河市議会議員政治倫理条例第3条第1号

（市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。）

② 白河市議会議員政治倫理条例第3条第10号

（飲食物の提供等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。）

3 審査請求の対象となる内容

歌謡発表会（令和元年10月14日白河文化交流館コミネスで開催の歌謡教室チャリティー交流発表会）でご祝儀を渡す行為が公職選挙法に抵触する。

4 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、審査に付された今回の事件が、白河市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1号「市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」及び同条第10号「飲食物の提供等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」の政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び内容は、次のとおりである。

(1) 第1回審査会 令和2年1月9日（木）

委員長及び副委員長を選出した後、審査請求の内容及び審査の参考とするため、次回審査会において、審査請求書提出者に出席を求め、審査請求書を提出するに至った経緯及び政治倫理基準に違反する内容等について聴取（質疑）し、また、審査対象議員にも出席を求め、対象となる事由の存否等の確認を聴取（質疑）することを確認した。

(2) 第2回審査会 令和2年1月20日（月）

審査の参考とするため、審査請求書提出者に出席を求め、審査請求書を提出するに至った経緯及び政治倫理基準に違反する内容等について聴取した。
また、審査対象議員にも出席を求め、対象となる事由の存否等の事実確認を聴取した。

その後、委員間で政治倫理基準違反の存否、議会として講ずべき措置について協議した。

その概要は、次のとおり。

(ア) 政治倫理基準違反の存否について

①認める

(イ) 必要な措置と勧告

①議場における謝罪 ②議会役職の辞任勧告

(3) 第3回審査会 令和2年1月30日（木）

前回の各委員の意見を取りまとめ、審査結果（素案）を各委員で確認し、

講ずべき必要な措置について検討した。

(4) 第4回審査会 令和2年2月17日(月)

審査結果報告書の最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

2 審査の結論

(1) 政治倫理基準の違反行為の存否について

白河市議会議員政治倫理条例第3条第1号「市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」及び同条第10号「飲食物の提供等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に該当する行為があったと判断し、政治倫理基準に違反するとの結論に至った。

しかしながら、社会規範の一つである法に抵触する行為の判断については、司法に委ねられるものであることから、本審査会においては、存否は表さない。

(2) 必要と認める措置と勧告

条例第6条第2項第2号に基づく措置については、今回の戸倉宏一議員の事案は市民の負託を受けた市議会議員が市民全体の代表者として、名誉と品位を損ない、白河市議会への信用を失墜させていることに対し、公開の議場において謝罪し、議会における役職を辞任すべきとの勧告とする。

(3) 白河市議会において構すべき措置

市民の代表として負託を受けた議員が、有権者から今後疑義を抱かれるような行為を起こさないよう、市議会として市民への信頼回復を図り、法令を遵守するための講習会を開催し、政治倫理基準違反の根絶を目指すこととする。

(4) 附帯意見

今回の事案を契機として、白河市議会議員政治倫理条例における必要な措置の明記などの検討を踏まえた、白河市議会基本条例、白河市議会議員政治倫理条例の一部見直しを協議する場の設置を提言する。